

一般国道6号 小美玉道路（仮称）環境影響評価方法書に対する知事意見

一般国道6号 小美玉道路（仮称）は、千代田石岡バイパス終点部から一般国道6号巴川渡河部付近までを沿道からのアクセス制限を基本としたバイパスとし、茨城町との市町境まで、一般国道6号を4車線に現道拡幅しようとするものである。

「一般国道6号 小美玉道路（仮称）環境影響評価方法書」について、関係市町長等の意見にも配慮しながら、事業者からの聞き取りを実施しつつ、慎重に審査を行った結果、環境保全の見地からの意見は下記のとおりである。

記

1 総括的事項

- ・本道路は、既存の国道6号に対し約10kmにわたるバイパスを基本とした道路を整備しようとするものであり、対象事業実施区域及びその周囲において、環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあることから、関係法令を遵守するとともに、適切な方法で本事業に伴う環境影響の調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行い、環境への影響を可能な限り回避・低減すること。
- ・具体的なルート of 検討や調査の過程において、環境の保全の見地から新たに配慮すべき事象が生じた場合、必要に応じて追加の調査を実施するとともに実態に即した予測・評価とすること。
- ・準備書の作成にあたっては、図表を使いながら調査・予測・評価の内容を分かりやすく記載するとともに、専門的な表現については解説を付すなど、本事業が環境に与える影響等について、地域住民等にも理解しやすいものとなるよう工夫すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び振動の影響

- ・道路の新設に伴う交通量や騒音・振動等の予測については、適切な方法により行うこと。その結果として、既存の国道6号と新設道路の合流後の地域等において、交通量の増加に伴う騒音・振動等への影響が懸念される場合は、必要に応じて事業による影響を小さくするような環境保全措置を検討すること。
- ・道路工事は長期間に及ぶことが予想されるので、地域住民に対し騒音・振動への対策や工期等について十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。

(2) 動植物への影響

- ・現地調査を適正に行い、実際に生息している動植物について、きちんと把握したうえで、予測及び評価を行うこと。また、調査において希少な動植物が確認された場合には、可能な限り影響を回避・低減できるようにするとともに、その保全対策等についても検討すること。
- ・対象事業実施区域では、特定外来生物のツヤハダゴマダラカミキリの生息が確認されていることから、調査に当たっては、特定外来生物に指定されている動植物等の確認及び対応についても検討すること。

(3) 廃棄物等

- ・本事業の実施に伴い発生する廃棄物及び建設発生土の発生量を極力抑制すること。
また、建設資材等については、必要に応じて、適切な方法での再資源化資材の利用を検討すること。

(4) 文化財

- ・対象事業実施区域には指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地が所在または隣接していることから、文化財保護法及び小美玉市文化財保護条例を遵守し、事業計画策定にあたってはこれらの文化財等に影響を及ぼさない工事計画とすること。
また、具体的な工事計画案を示した後の協議や調整等、必要な手続きを行うこと。

(5) 温室効果ガス等

- ・今後の事業計画の具体化にあたっては、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明の LED 化等の省エネ設備の導入及び植樹等、温室効果ガスの排出抑制に資することについて、様々な観点から検討すること。

(6) 周辺の教育施設への配慮

- ・学校の敷地面積が減少するような道路計画は控えるなど、周辺の教育施設等の環境保全に配慮すること。